

一般財団法人日本不動産コミュニティー
会員規定総則

(目的)

第1条 この規定は、一般財団法人日本不動産コミュニティー（以下 J-REC）の会員について必要な事項を定める。

(会員の権利)

第2条 会員は、別途定める会員限定サービスを受けることができる。

(サービスの中止・中断)

第3条 J-REC は、以下の事項に該当する場合、会員限定サービスの運営を中止中断できるものとする。

1. 本サービスのシステムの保守を定期的に、又は緊急に行う場合。
2. 戦争、暴動、騒乱、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
3. その他、J-REC が本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合。
4. サービスの提供が技術的に困難または不可能となった場合。

(プライバシーポリシー)

第4条 当会における会員の個人情報の取り扱いに関する事項については、J-REC が別途定めるプライバシーポリシーに従うものとし、会員はこれに従うものとする。

(会員種別と会費等)

第5条 会員はその種別に従い、以下の入会金、認定料および年会費を納入しなければならない。

1. 会員種別

| 種別 | | 入会金 (税別) | 認定料 (税別) | 年会費 (税別) |
|-----------------------|----------|-------------|-------------|----------------|
| (1) 資格会員 (試験合格者のみ) | A 2級 | 5,000 円 | 5,000 円 | 5,000 円 |
| | B 1級 | | 5,000 円 | 5,000 円 |
| | C マスター | | 10,000 円 | 10,000 円 |
| | D SG | | 30,000 円 | 30,000 円 |
| | E 支部 | | 50,000 円 | 50,000 円 |
| (2) 住まいる会員 | | なし | なし | なし |
| (3) 法人賛助会員 | A 企業、団体 | 100,000 円 | なし | 一口 100,000 円以上 |
| | B 個人事務所等 | 50,000 円 | なし | 一口 50,000 円以上 |
| (4) 個人賛助会員 | | 10,000 円 | なし | 一口 10,000 円以上 |

| | | | |
|----------|----|----|---------------|
| (5) 寄付会員 | なし | なし | 一口 50,000 円以上 |
| (6) 特別会員 | なし | なし | なし |

2. 年会費の計算期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、毎年 1 年分を先払いで納めなければならない。
3. 入会金および年会費の納入方法は別途これを定める。

(会員の定義)

第6条 本規約の会員について以下に定める。

(資格会員)

J-REC 認定講座の履修のうえ修了試験に合格、もしくは、検定試験に合格し、合格後 1 年以内に認定されたもので、J-REC の理念を共有する者。または、理事会の決議によって特別に認められた者。

(住まいる会員)

お金と住まいの基礎講座を受講し、所定の届け出を行い、J-REC に認められた者。

(法人賛助会員)

J-REC の理念に賛同し、J-REC が実施する事業活動に寄与する法人。

(個人賛助会員)

J-REC の理念に賛同し、J-REC が実施する事業活動に寄与する個人。

(寄付会員)

寄付会員は、J-REC の理念に賛同し、援助をすることを主目的とし、J-REC の財政基盤形成に寄付する個人または団体。

(特別会員)

J-REC の目的と事業を推進するために必要と認められる高度な知識、見識、経験を有するもので、J-REC の事業を賛助するために入会した個人または団体。

1. 研究者、学識経験者
2. 自治体首長
3. 国または地方自治体の議員
4. その他、理事会が認めた個人または団体。

(資格会員の資格更新)

第7条 資格会員は、本規定第 2 条に規定された会費を納入することによって会員資格の更新、継続ができる。

資格更新ができなかった場合は、賛助会員への移行、もしくは退会するものとする。

(会員種別の変更)

第8条 会員は J-REC が定める所定の手続きや、認定講座の履修、検定試験の合格などにより、会員種別の変更をすることができる。

第9条 支部およびSGとしての活動を希望するマスター会員は、アソシエイツ規約に同意し、J-RECが定める審査に合格すれば支部会員・SG会員となることができる。

(資格会員の義務)

第10条 資格会員の義務を以下に定める。

1. 会員は、付与された会員証、会員番号およびパスワードを自己の責任で管理するものとし、これらの管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等により会員に損害が生じた場合、J-RECは一切責任を負わないものとする。
2. 会員証、会員番号およびパスワードを第三者に貸与、譲渡、名義変更等してはならない。
3. 会員は、氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、その他入会申込時に届け出た内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更手続を行わねばならない。
4. 会員が、前項の届出等を怠った結果、J-RECからの告知等が会員に到達しなかった場合、J-RECは一切責任を負わない。

(禁止事項)

第11条 法令または公序良俗に違反する行為、もしくは当会の運営を妨害する行為。

(休会・復会および退会)

第12条 休会、復会、退会、再入会においては、以下に定める所定の手続きを行なうものとする。

1. 休会・復会・退会および再入会を希望する会員は、所定の届出書でJ-RECに申請し、J-REC受理後に正式な休会・復会・退会とする。
2. 休会期間は、休会届に記載されている年月日の翌月1日から3年間を限度とし、休会期間中の年会費は不要とする。
3. 休会者に対しJ-RECから復会に対する問い合わせは行われず、復会は自己申請によるものとする。また、期日までに復会申請が行われない場合、退会として取り扱う。
4. 年会費が支払われない場合は、別に定める罰則規定を適用する。
5. 退会者の再入会申請は退会日から3年内に限り受け付ける。
6. 既納の会費その他の拠出金品は返還しない。
7. 年度途中での休会・退会における会費の分割・返金はないものとする。
8. 復会・再入会にかかる費用は以下のとおりとする。

| | |
|---------|------------------------------|
| 1年以内 | 年会費の納入をもって復会・再入会 |
| 1年超3年未満 | 手数料(認定料と同額)＋年会費の納入をもって復会・再入会 |
| 3年超 | 再受験、再認定を要する |

(資格の喪失)

第13条 資格認定者は、次の何れかに該当した場合、資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 罰則規定に基づき会員資格を抹消されたとき。
3. 所定の期日までに資格更新の手続きが終了しなかったとき。

(認定証・ライセンスカードの再発行)

第14条 会員が所定の届けを提出しJ-RECが適当と認めた場合に限り、認定証・ライセンスカードを再発行する。この場合、会員は、別途定める再発行手数料を支払うものとする。

(知的財産権)

第15条 J-RECが提供する全てのデータ（テキスト、文書、商標、映像、音声、画像、デザインなど）の知的財産権（著作権、商標権、意匠権等）は、J-RECに帰属するものとする。著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、販売、出版、放送可能化等のために、権利者の許可なく利用してはならない。

(規定の変更)

第16条 この規定は、理事会の議決によって変更することができる。

附則

この規約は平成20年12月1日から適用される。

この規約は平成22年06月01日から改訂する。

この規約は平成23年01月10日から改訂する。

この規約は平成24年02月14日から改訂する。

この規約は平成24年04月01日から改訂する。

この規約は平成26年01月15日から改訂する。

この規約は平成26年03月19日から改訂する。